

京都市告示第114号

平成15年10月10日京都市告示第295号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成17年4月1日から次のように改正します。

平成17年 4月 1日

京都市長 榊本 頼兼

大覚寺市営住宅の項の次に次の2項を加えます。

鳥谷市営住宅			0.5000
橋向市営住宅			0.5778

(都市計画局住宅室住宅管理課)